

「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」(概要)

平成 18 年 6 月
外国人労働者問題に関する
プロジェクトチーム

当PTでは、これまで議論の対象が明確でないまま議論されてきた本問題について、現行制度に即し、「専門的・技術的分野」と「それ以外」との区分に従い、どのような議論をすべきかを改めて整理の上、その整理に沿って、今後、さらに十分な検討が行われるよう提言。

1 「専門的・技術的分野」について

(1) 高度人材の受入れ促進

高度人材（「専門的・技術的分野」のうち特に優秀な者）の受入れ促進のため、必要な制度見直しを検討。

(2) 「専門的・技術的分野」の範囲・要件

新たな職種の追加は「産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して個別に検討。また、現行の職種についても、必要に応じ要件を検討。

(3) 留学生の国内就職の促進

2 「専門的・技術的分野」以外の分野について

「専門的・技術的分野」以外の分野の受入れの検討は、①国内労働者の雇用機会を妨げないこと、②低賃金構造の業種に対する産業政策の明確化、③定住に伴う社会的コストの防止、④在留管理の強化、という観点が基本。

(1) 高度技能者等

熟練技能者や介護福祉士等資格者（高度技能者等）を受け入れることとする場合の方策については、さらに検討を重ねることが必要。その際、その定義・範囲について、単純労働者との区別が困難な面もあることを踏まえ、無制限な受入れとしないようにすることが不可欠。

(2) 単純労働者

今後も受入れを認めないとの基本方針は堅持。

(3) 研修・技能実習制度

現状に関し、問題点と評価の両面が指摘。廃止すべきとの意見もあるが、制度として定着していることから、まず、その見直しを検討することが適当。

見直しの検討にあたっては、国内労働市場に悪影響を及ぼさないこと、国内の劣悪な就労や定住につながらないようにすること（3年は厳守）等に最大限の配慮が不可欠。また、国際技能協力の目的について、必要な範囲で産業・企業のニーズにも応える等の大胆な見直しを視野におくことも有益（基準法違反や人権侵害に厳しく対処。研修・実習の見直し）。

(4) 日系人

身分を理由に制限のない受入れのあり方について検討が必要であり、さらに、定住に伴う諸問題への対処、定着支援等について、体制の強化・充実を図ることが不可欠。